

海外現地研修参加規約

本規約は、有限会社マエダスクール やなぎ教育グループ（以下 やなぎ教育グループ）が主催する海外研修プログラム（以下、「本プログラム」といいます。）の参加条件を定めます。

第1条（本プログラムの目的）

やなぎ教育グループは、国内外の乳幼児教育・保育に携わる者に対し、国外における乳幼児教育保育の理解、実践現場視察を目的に、本プログラムを実施します。

第2条（申込）

本プログラムへの参加申込には、次の全ての条件を満たす必要があります。

- (1) パスポート、査証が必要な場合は査証保持者、十分な残存期間があること
- (2) 現地集合解散の場合は、各自の責任で集合場所まで来ていただくこと
- (3) 申込時に未成年の場合には、本プログラム参加についての親権者が同意していること
- (4) 本規約等に定める参加条件に同意すること
- (5) 現地視察先の求める規約等に同意すること

第3条（契約の成立）

本プログラムへの参加希望者は、やなぎ教育グループ指定申込書内の必要事項を提出、現地視察先の規約承諾により、本プログラムへの参加を申し込みとします。

第4条（渡航前の準備等）

1 参加者は、自己の責任において、次の各号の準備を行います。

- (1) 研修国までの航空機等の交通機関の手配
- (2) 研修国における研修に参加するのに適当な在留資格の取得手続
- (3) 研修国に応じて必要な予防接種
- (4) 前条の情報の再確認、その他研修国での滞在に必要な情報の調査
- (5) 研修国における滞在先、緊急時の連絡先について、やなぎ教育グループに対する通知
- (6) 危機管理ガイドラインに定める準備、その他、研修国への渡航、研修国における滞在及び研修に必要な準備
- (7) やなぎ教育グループ定める事前研修会への参加

2. 参加者は、研修国への出発日時時点で、研修国について基準を超える危険情報が発出されている場合、研修国へ渡航することはできません。

第5条（研修への参加等）

1 参加者は、研修期間中、研修先機関、やなぎ教育グループ及び現地スタッフの指示に従い、本契約、及び研修先機関が定める規則を遵守し、誠実に研修に参加します。

2 参加者は、研修先機関、やなぎ教育グループまたは現地研修先の信用を損ない、業務を妨害し、もしくは、風紀を乱し、または、これらの恐れのある行為をしてはならないものとします。

第6条（滞在期間中の義務）

1 参加者は、研修国における滞在期間中、研修国の法令を遵守します。

2 参加者は、研修国における滞在期間中、安全に配慮して、自己の責任において行動し、危機管理ガイドラインを遵守するものとします。

第7条（研修と規約の終了） 研修の終了を持ち、当研修規約を終了するものとします。

第8条（研修の中止）

1 参加者は、研修国での滞在中、外務省により、研修国について、危険情報が発出された場合、研修を中止して帰国するなど、危機管理ガイドラインに従って行動するものとします。

2 参加者は、次の各号の場合に限り、研修先機関及びやなぎ教育グループ現地担当者との協議の上、研修を中止できるものとします。

(1) 前項に定める場合。

(2) 参加者の在留資格等の問題により、参加者が適法に研修国に滞在できない場合。

(3) 参加者の健康上の理由により、研修の実施が著しく困難な場合。

(4) その他、やむを得ない事由により、参加者が研修中止を申し出て、研修先機関及びやなぎ教育グループ現地担当者が承諾した場合。

3 研修実施の確定後、研修期間中を含め、次の各号に該当する場合、研修が中止されることがあります。

(1) 参加者が、研修期間開始後、誠実に本件研修に参加しない場合

(2) 参加者が、法令、本契約もしくは研修実施同意の内容に違反し、または、研修先機関もしくはやなぎ教育グループ現地担当者の指示に従わない場合

(3) 研修先機関の経済状況、その他の事情により、研修を継続しがたい事由が生じた場合

4 研修の中止により、参加者が損害を被った場合においても、やなぎ教育グループは、当該損害について、やなぎ教育グループの故意または重大な過失による損害を除き、賠償責任を負いません。

第9条（研修終了に伴う措置）

1 研修期間満了または前条に基づく研修の中止により、研修が終了する場合、参加者は、研修先機関から提供された資料その他貸与された物件を直ちに研修先機関に返還するものとします。

2 参加者は、研修の終了後、研修先機関に参加者の私物を残置してはならないものとします。

3 参加者は、研修の終了後、原則として、速やかに帰国し、帰国した旨を直ちにやなぎ教育グループに報告するものとします。

第10条（費用負担）

1 参加者は、本プログラムへの参加費用として、請求額通知後、指定日以内に、やなぎ教育グループに支払うものとします。キャンセル費用に関しては別紙記載されているものに基づきます。

2 やなぎ教育グループが、本プログラムの実施に関し、参加者に対して負う損害賠償責任の上限は、参加者が支払った参加費用から前項の返金額を控除した金額とします。ただし、やなぎ教育グループの故意または重大な過失による損害については、この限りではありません。

3 前項に関わらず、やなぎ教育グループは、次の各号の損害については、責任を負いません。

(1) 参加者、研修先機関またはやなぎ教育グループ現地担当の事情による研修期間、研修内容、滞在先の宿泊施設等における損害

(2) 参加者、研修先機関または現地の事情による研修の中止による損害

(3) その他、参加者、研修先機関または現地の事情による事項による損害

(4) データベース等のシステム障害等による遅延、中断による損害

(5) 保険会社が定める条件による海外旅行傷害保険の適用の有無、または、適用内容に起因する損害

(6) 天災、戦争、研修国の治安の悪化、労働争議、その他の不可抗力による損害

(7) 参加者が被った特別損害、または、逸失利益

(8) 提供された情報または紹介されたサービス等を利用した結果による損害

4 やなぎ教育グループは、研修内容が参加者にとって適切であること、または、研修及び研修国における参加者の日常生活等に全く支障がないことについて、保証するものではありません。

第12条（通知）

1 やなぎ教育グループから参加者への通知は、書面、電子メールまたは Web サイトに掲載する方法により行います。

2 前項に基づく電子メールによる通知は、参加者がやなぎ教育グループに通知したメールアドレスのメールサーバへの到達時、Web サイトによる通知は、掲載時に、通知が完了したものとします。

第13条（規約の終了）

本規約は、やなぎ教育グループの提供した研修プログラムの終了をもって終了します。終了後、やなぎ教育グループは、参加者に対して、プログラム参加費用の返還義務、損害賠償責任、その他一切の責任を負わないものとします。

第14条（別途協議）

本規約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義を生じたときは、参加者及びやなぎ教育グループは、協議の上、円満に解決を図るものとします。

規約制定 2017年6月20日

有限会社マエダスクール やなぎ教育グループ

〒106-0046

東京都港区元麻布2丁目14-28

電話: 03-3445-5445

HP <http://www.yanagilearning.com/>